

農林水產委員會議錄第三十七號

六一四

昭和三十年七月八日(金曜日)

七月八日

出席委員
今宵十時四十五分開講
委員會田口君、久野忠治君及び戸塚
九一郎君辭任につき、その補欠として
楠美省吾君、田口長治郎君及び中
島辰猪君が議長の指名で委員に選任
された。

自作農維持創設資金融通法制定促進
に關する陳情書（福島市杉妻町十六
番地福島県自作農協会長大竹作業）
（第三〇三号）

戸町三十五番地奈良県醸麦工業協同組合理事長今西源夫外四名)(第三〇四号)
積雪寒冷单作地帯振興臨時措置法の
期限延長に関する陳情書(宮城県町
村会長高橋清治郎)(第三〇五号)
ひょう害対策確立に関する陳情書

(第三〇六号)
下都賀郡外四箇郡のひょう害対策確立に関する陳情書(新木県知事小川喜一)(第三〇七号)
昭和三十年産米価対策確立に関する陳情書(富山県議会議長岩川義)、(第三〇八号)

同（東京都千代田区丸の内二丁目二番地）經濟同友会代表幹事工藤昭四郎
外一名）（第三三八号）
同（重県議会議長岡本倉市）（第三八三号）
山林災害復旧事業促進等に関する陳

情書外一件（佐賀県町村会長田口芳一外一名）（第三一七号）
農林省定川農業水利事業促進に關する陳情書（仙台市北一番丁百三十九番地仙台農地事務局西山寛）（第三三九号）
ビキニ被災業者に融資金貸与に關する陳情書（静岡県知事斎藤寿夫外四名）（第三三四〇号）
砂糖の価格安定及び輸入に關する臨時措置に關する法律制定反対に關する臨時措置に關する法律制定反対に關する陳情書（大阪市南区安堂寺橋通三丁目大阪砂糖取引所理事長石田庄吉）（第三三四一号）
農業共済団体の職員費全額国庫負担に關する陳情書（宝塚市議会議長出口春雄）（第三三八〇号）
福島県の凍霜害対策確立に關する陳情書（福島県町村会長伊藤亀三郎）（第三三八一号）
国有林野拠下価格引下げに關する陳情書（福島県町村会長伊藤亀三郎）（第三三八二号）
砂糖の価格安定及び輸入に關する臨時措置に關する法律案の一部修正等に關する陳情書（東京都千代田区内幸町二丁目三番地全国穀粉糖協同組合理事長久米武外一名）（第三三八四号）
耕地災害復旧費国庫補助に關する陳情書（福岡県町村議會議長会長梅野佐平次）（第四〇〇号）
を本委員会に送付された。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
繩糸價格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案(橋渡君外二百七十二名提出、衆法第四〇号)
台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法案(橋渡君外二百七十二名提出、衆法第四一号)
○綱島委員長 これより会議を開きます。
〔委員長退席、安藤(覺)委員長代理着席〕
○安藤(覺)委員長代理 去る七月四日付託になりました橋渡君外二百七十二名提出、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案及び台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法案を一括して議題といたし、審査に入ります。まず両案の趣旨について、提出者の説明を求めます。綱島正興君。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(目的)

第一条 この法律は、暴風雨、地震、

暴風浪、高潮、降霜、低溫又は降雨等の天災によつて損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の經營等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じて、その經營の安定に資することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「被害農業者」とは、農業をおもな業務とする者であつて、天災(当該天災による被害が著しくかつその国民経済に及ぼす影響が大であると認めて政令で指定するものに限る。以下この項において同じ。)によるその農作物又は繭の減収量がその者の平年における収穫量の百分の三十以上であり、かつ、天災による農作物及び繭の減収による損失額がその者の平年における農業による総収入額の百分の十以上である旨の市町村長(全部事務組合又は役場事務組合のある地では、組合管理者。以下同じ。)の認定を受けたものをいい、「被害林業者」とは、林業をおもな業務とする者は、天災によりその生産する薪炭(薪炭原木を含む)又は林業用種苗が流失した等のため著しい被害を被つた旨の市町村長の認定を受けたものをいい、「被害漁業者」とは、漁業をおもな業務とする者であつて、天災によりその生産する魚類、貝類若しくは海そう類が流失した等のため著しい被害

第十一号及び第十二号の損失は、融資元本の償還期限到来後政令で定める期間を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む）の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

第四条 前条第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合における当該補助に係る同項各号に掲げる資金の総額は、それぞれの天災ごとに政令で定める額を限度とする。

2 前条第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金は、同項第一号から第四号まで、第九号及び第十号の経費については当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘（開拓者に貸し付けられる場合は年三分）の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号まで、第十一号及び第十二号の経費については、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のどちらか低い額の範囲内とする。

第五条 第三条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同項第二項第二号の契約事項による納付金を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

2 第三条第一項の規定により補助

金の交付を受けた都道府県は、当該都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関から同条第二項の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じて当該市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。
(補助金の打扱又は返済)

第六条 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は都道府県若しくは市町村と第三条第一項第五号から第八号まで、第十一号及び第十二号の契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に対してすべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法

台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法

て財政資金の効率的な運用と農林水産業の生産力の維持向上を図ることを目的とする。
(定義)
第二条 この法律で「農林地防災施設」とは、農地又は林地（以下「農林地」という。）の台風又は豪雨による災害を防除するために必要な公共的施設であつて次に掲げるものをいう。
一 用排水施設
二 溝池
三 海岸又は河川の堤防、護岸等の施設であつて背後農地を防護するためのもののうち政令で定めるもの（以下「堤防」という。）
四 防災林
五 地すべり防止施設
六 林地荒廃防止施設
七 林道防災施設

2 この法律で「水産業防災施設」とは、漁港、養殖施設その他の漁業用施設の台風又は豪雨による災害を防除するためには必要な公共的施設であつて政令で定めるものをいう。

3 この法律で「応急対策事業」とは、台風又は豪雨に対する事前措置として行う事業であつて次の各号に掲げるものをいう。
一 災害を受けた場合における応急対策に必要な種苗、土のう等の物資で政令で定めるものを確保するために入購入する事業
二 災害を受けた場合における応急対策としての再植又は補植に必要な苗を生産するための苗代を設置する事業及び応急対策用の稚魚、稚貝を養殖するための

養殖場を設置する事業
三 地すべり地帯における農舍（生産に直結する家屋を含む。以下同じ。）及び畜舎を移築する事業
4 この法律で「災害防除事業」とは、農林地防災施設又は水産業防災施設の新設又は改良を目的とする事業及び応急対策事業でこの法律に規定する災害防除事業計画に基くものをいう。

第三条 農林大臣は、台風常襲地帯対策審議会（以下「審議会」といいう。）の議決を経て、しばしば台風又は豪雨の来襲を受け、そのため農林水産業の災害が発生している区域を、都道府県単位に、台風常襲地帯として指定する。

第三条 農林大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
(都道府県知事の作成する災害防除事業計画案)
第四条 前条の指定に係る都道府県の知事は、当該都道府県の災害防除事業計画を作成し、これを農林大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により災害防除事業計画を作成するには、あらかじめ、関係市町村長及び関係人の意見を聞かなければならない。

第五条 農林大臣は、前案の災害防除事業計画案を参考し、審議会の議決を経て、台風常襲地帯についての国の災害防除事業計画を

定めなければならない。
2 農林大臣は、前項の規定により國の災害防除事業計画を定めたときは、これを当該都道府県に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。
(都道府県知事の定める災害防除事業計画)
第六条 都道府県知事は、前条の通知を受けたときは、当該都道府県の議決を終て、当該都道府県の災害防除事業計画を定めなければならぬ。
2 都道府県知事が前項の規定により災害防除事業計画を定める場合には、第四条第二項の規定を適用する。
(事情の変更による災害防除事業計画の変更)
第七条 農林大臣又は都道府県知事は、国又は当該都道府県の災害防除事業計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、それぞれ、災害防除事業計画を定める場合の例により、その定めた災害防除事業計画を変更するものとする。
(災害防除事業計画の内容)
第八条 灾害防除事業計画は、次に掲げる事項を含まなければならない。
一 事業の種類、実施者及び実施期間
二 事業の実施に要する経費の負担区分
三 地方債の発行、資金の融通その他の事業資金の調達方法
(事業の実施)
第九条 灾害防除事業は、この法律

に定めるもののほか、当該事業に
関する法令の規定にしたがい、国、
地方公共団体その他農林水産業者
の組織する団体（地すべり地帯に
おける農舎及び畜舎を移築する事
業については個人を含む）が実施
するものとする。

（補助の対象及び補助率）

第十二条 国は、毎年度予算の範囲内
で、都道府県に対し、次に掲げる
経費を補助するものとする。ただし
し、農林地防災施設及び水産業防
災施設に係る災害防除事業につい
ては、一箇所の工事の費用が十万
円以上のものに限り、国の補助の
対象とする。

一 都道府県が行う災害防除事業
の事業費の一部

二 都道府県以外の地方公共団体
又は農林水産業者の組織する団
体（地すべり地帯における農舎
及び畜舎を移築する事業につい
ては個人を含む）が行う災害防
除事業につき、都道府県が次項
各号の区分にしたがい、それぞ
れ当該各号に定める比率を下ら
ない比率による補助をする場合
におけるその補助に要する経費
（当該各号に定める比率をこえ
て補助する場合には、そのこえ
る部分の補助に要する経費を除
いた経費）の全部

（前項第一号の規定により国が行
う補助の比率は、次の区分による。
一 農林地防災施設に係るもの
イ 用排水ポンプの設置及び
改良
当該事業費の 十分の九

2	成及び改良	当該事業費の 十分の七
	ハ 溝池の築造及び改修	当該事業費の 十分の七
	ニ 防災林の造成及び補植	当該事業費の 十分の七
	ホ 堤防の築造及び改良	当該事業費の 十分の九
	ト 林地荒廃防止施設の造成及 び改良	当該事業費の 十分の九
	チ 林道防災施設の造成及び 改良	当該事業費の 十分の七
	当該事業費の 十分の七	当該事業費の 十分の七
	当該事業費の 十分の七	当該事業費の 十分の九
	当該事業費の 十分の七	当該事業費の 十分の九

第四項にいう新設又は改良の事業
とみなし、この法律の規定を適用
する。

第十二条 政府は、災害防除事業計
画のすべてがこの法律の施行の日
から十年以内に完遂できるよう
に、第十条の規定に係る経費を毎
年度の予算に計上するよう努めな
ければならない。

第十三条 政府は、台風常襲地帯と
して指定された区域内における暫
定措置法又は予想法の規定による
災害復旧事業に対する国の補助又
は負担については、災害の生じた
年から三年以内に当該事業が完成
するよう指揮するものとする。

（災害防除事業等の監督）

第十六条 第十条第一項第一号の規
定によりその行う災害防除事業に
つき補助金の交付を受けた都道府
県は、その交付を受けた年度にお
いて当該都道府県が当該事業に支
出した金額に当該事業に対する國
の補助率（同条の規定により当該
事業につき国が補助する金額の當
該事業の事業費に対する比率とい
う）を乗じて得た額が、当該年度
において、交付を受けた補助金の
額に満たないときは、その交付を
受けた補助金のうちその差額に相
当する金額を当該年度の終了後
（当該年度の終了前に当該事業が
終了した場合においては、当該事
業の終了後）遅滞なく国に返還し
なければならない。

（補助金の返還）

第十七条 農林大臣は、この法律の規定
によりその行う災害防除事業に
つき補助金の交付を受けた都道府
県がその補助金の交付を受けた年
度において当該補助の目的にした
がつてその補助金を使用しないと
き、又は当該補助の目的である事
業の実施若しくは補助の実施が著
しく不適当であるときは、当該都
道府県に対し、補助金の全部又は
一部の返還を命ずることができる。

（審議会の設置及び権限）

第十八条 農林省に設置される区域
内の地方公共団体は、台風常襲地帯の農林水産業の生
産力の維持向上に関する重要な事項
を調査審議するため、農林省に
他台風常襲地帯の農林水産業の生
産力の維持向上に関する重要な事項
を調査審議するため、農林省に
台風常襲地帯対策審議会を置く。

（審議会の組織）

第十九条 審議会は、次に掲げる者
につき農林大臣が委嘱又は任命す
る委員二十八人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院
が指名した者

五人

二 参議院議員のうちから参議院
が指名した者

三人

第十四条 農林大臣は、第十条第一
項の規定により国が補助を受ける
都道府県に対して、当該都道府県
の行う災害防除事業又は災害防除
事業を行う者に対してする当該都
道府県の補助を適正に実施させる
ため、必要な検査を行い、報告を
求め、又は事業若しくは補助の実
施に關し必要な指示をすることが
できる。

（地方公共団体の起債の特例及び
利子補給）

第十五条 農林地防災施設又は水產
業防災施設が災害を受けた場合に
おける措置に關しては、農林水產
業施設災害復旧事業費國庫補助の
暫定措置に関する法律（昭和二十
五年法律第六十九号）（以下「暫
定措置法」という）又は公共土木
施設災害復旧事業費國庫負担法
(昭和二十六年法律第九十七号)
(以下「負担法」という)の定め
るところによる。

2 水産業防災施設のうち暫定措置
法第二条又は負担法第三条に掲げ
られていない施設が災害を受けた
場合における災害復旧の事業につ
いては、これをこの法律の第二条
に定めるところによる。

第十六条 被災した区域の地方公共団体は、
第六条の規定により定めた災害防
除事業計画の実施に要する経費の
不足を補う場合には、地方
財政法（昭和二十三年法律第六百九
号）第五条の規定にかかわらず、
地方債をもつてその財源とするこ
とができる。

（審議会の組織）

第十七条 審議会は、次に掲げる者
につき農林大臣が委嘱又は任命す
る委員二十八人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院
が指名した者

五人

二 参議院議員のうちから参議院
が指名した者

三人

三 自治府次長

費を切つておる、こういう状態にございまして、二十八年においては特にそれがはなはだしかったといふ状態になつております。昭和二十九年度におきましては、初めて一一二十九年度のはこの五月までの計算ができませんので、詳細はそれませんが、蘭の方にかなりしわ寄せが來ておるが、加工費の方もおそらく切つておると思ひます。そういう状態になつておりまして、統計調査部の調査等によりましても、農家の方でもってこれから桑を改植したりあるいは増反したりしてといふような意欲がそがれた傾向が昨年度初めて出ております。そういう関連からして特に御注意も強かつたと思ひますが、われわれの方といたしましても、最低蘭価の維持というふうな点をがつかりする必要があると思って、急速に本法案を提出したという状態にあります。が、過去における数字としまして、それから本年度の取引き等を見ますと、製糸業者の方だけはある程度つて蘭の方にしわ寄せをしておるという数字には、これから計算いたしますと必ずしもなつていない、こういう状態で、かなり農業団体の力は強くなつてきておる、独裁法等の關係もあって強まつておる、こういうふうに考えていただいているじゃないか、こう存じます。

というのと、過去第一回から現在までにわたりましたところの年次別の価格決定の参考資料でございます。
それからもう一つ、「十九年度の生糸製造販売費調査工場選定状況」と書いた

政府に売り渡すべき輸出適格生糸を製糸業者より買入して保管をするために、日本輸出生糸保管株式会社なるものが組織されることになるようですが、大体こういう重大なことが提案理由

会社の自主性によって運営させるお見えなのですか。こういったことにつけてはもう少し事前にお話しになるのだが私は至当だと思う。問題は、この会社

いの著者が本法立法に賛成するに至るは監督をやるといふ形で一般的に特殊会社ではございませんで、その指定と契約というものを通じてその会社の業務の運営が本法立法趣旨に沿うように運営して参らせ

るのじの、

政府に売り渡すべき輸出適格生糸を製糸業者より買入を入れて保管をするために、日本輸出生糸保管株式会社なるものが組織されることになるようですが、大体こういう重大なことが提案理由の説明のどこにもない、こういったことについては、もう少しあれが要求するまでもなく、政府は当然、製

ば作りっぱなしになつて、政府はこち
会社の自主性によつて運営させるお
えなのですか。こういつたことにつけ
てはもう少し事前にお話しになるのを
私は至当だと思う。問題は、この会
の運営等は今後いろいろな面に及ぼす
影響が大きいだろうと思うのです。
とえばそういう点におきましてもう
少しお話しになつてもらいたいと思
ふ。

いは監督をやるといふな形で、一般的に特殊会社ではございませんで、その指定と契約というものを通じてその会社の業務の運営が本法立法趣旨に沿うように運営して参らせようとする、こうしたことになります。昨日もちょっと申し上げましたが、この会社が取り扱いますところの生

に糸となるのじの、

折丁寧に自説的につづけておられることは、あると思う。あの問題になりましてから、硫安の輸出促進に対する臨時措置の掲合におきましても、やはりこれと似たふうに寄つたりの規模は違いますが、別個な法案がちゃんと提出をされて、いろいろな角度から大いに論議検討されたことはあなた方も御存じである、第

○ 塩見 政府委員 この輸出保管会社は、今民間の方でもって検討されておりますが、会社は法律的には必ずしも、つには限つておりますけれども、やはり経費その他の關係から見ますと、たくさんできるのは非常に経費がせん。

は輸出適格生糸に限るというふうに
体考えております。この輸出適格生
糸につきましては、糸の格につきまし
ては、輸出に適するといふうなものを選
つもりでござりまするが、玉糸につ
いては当然その八割以上が輸出される
いう現状からして、この中に入れる
いうふうな考え方をとつております

。といふて系大

管株式会社、これは本法の成立というふうなことが可能になつた場合に生糸保倉会社を作りたいという目的で、関係の製糸業者の方で、現在大体打ち合せ中の案でございまして、これにつきましては必要に応じて政府の方で意見も言い、注文もいたしまして、今作成中でございますが、まだ案でございまして、もちろん書き直したものではございません。

日本輸出生糸保管株式会社なるものは、たゞ単にこのたびの九条の二によれば「農林大臣の指定する者」というだけの条項によってこういう重大な事態を作るといふことは、あまりにも少く、その事態が大きいだけに、少し軽率といふと語弊があるかもしませんが、適当な方法ではないと思う。むしろこういふものを作るならば、当然この法律の適用範囲にこのようなものを作

かかり過ぎてコストが張りますから、それで民間の方では、なるべく一つのしたいという意向が強いようございまして、現在製糸の方と玉糸の方と一方一緒にになって作りたいという機運はなっておりまするが、まだ法案が審議中でござりまするので、それらのあとでございまして、特殊会社ではござ
は笑き進んではおりません。これはどういうふうな意味で純粹の私法上の会社でございまして、特殊会社ではござ

それから農林大臣の定める条件に従って買い入れて保管するというふうなことは、これは昨日もちょっと申し上ましたように、CCCと同じように買い戻し条件をつけて貰わせるといふうな形で独禁法その他共同行為によって、それで独禁法に触れるようないいのように条件としましては示すつもりでございます。CCCになりますれば、これは個々の製糸

るということを明示しましてその性格、組織構成、政府との関係、養蚕業者との関係、いろいろな点についてやはり明確にすべきものではないかと私は思います。昨日も私がお尋ねをいたしましたが、これと政府との関係といふものはどういうことになるのでありますか。この法的な監督権は政府にあります。国費を通じて買い上げた輸出満格生糸を取り扱わしめる会社下でしょう。いわば政府の代行機関のようなものでしょ。どういう性格のもの

いません。しかしながらただいま御お
摘要の通りに、政府との関係は緊密で
ざいまするし、ある意味では政府の門
い入れの代行機関とくいうような性格を
持っております。それで本法によりま
すところの指定につきまして、農林省
臣の指定するといふ指定の条件といふ
しまして各種の条件を付するわけであ
ります。

それからまたもう一つは、政府との
買い入れの契約をやる場合に、その契
約として会社の業務の運営につ
いて、

者が売ったり買ったりというのは判してきめるわけでございまして、共行為等はやらせないというふうな建で大体考えておる、こういう状態でざいます。これは調整組合その他をりまして、独禁法の除外が法的に認められるような形をとりますれば、そ範囲では許されるわけでござりますが、大体そういうふうに考えておりまます。それから買い戻しの条件等につきましては、大体保管期間を六ヶ月程度これは六ヶ月の先物販賣が現在の取

価格、最低価格

農林水產委員會議錄第三十七號

和三十年七月八日

社の運営がそういう取引所の自由な価格形成に大きな影響がない方が望ましいので、それらも考えまして大体六ヶ月程度の保管をやるのが適当ではなかろうかというふうに政府の方では考えております。その保管をしまして生糸は、もし保管期間中に最高価格が出現いたしますすれば、それは入れてきた製糸会社に買い戻させて輸出をさせるなり、あるいはこの会社が適当な輸出商に売り渡して最高価格でもって輸出をさせて輸出の価格の方を安定させるというふうな考え方をとっております。この会社の保管の糸があります限りにおいては、その限度内においては特別会計の糸がない場合でも、輸出生糸の価格はその期間中だけ最高価格が維持できる、こういう形になるわけでございます。

まだもう一つは、この買い戻しましてところの糸は必ず輸出に向けるといふような条件をつけることを考えておりまして、輸出をしたかしないかといふ証明は、買い戻した後にはっきりと書類を取って、その点ははつきりさせるという考え方をしております。

それから、六ヶ月を過ぎました糸につきましては、政府が指定した価格でもって買い取る、こういう考え方をしておるわけでございます。

それから、関連いたしまして、昨日御質問がありましたがところの第二項の政府の買い入れの価格でございまするが、これは最低価格以上にはなりますけれども、輸出が目標でございまするから、アメリカに必ず売れるという価格がこの価格としては適当ではないか、こう考えておりまして、その価格は、もちろん本法が通りました上は、

織糸価格安定審議会に諮問しまして決定するのが適当でございますが、現在主要海外市場でありますニューヨークにおける価格は、大体のところ数年間四ドル五十五セントというふうな値段ならば無理のない段階のように考えられますし、まあそういう点等の海外における生糸及び主要織維の市価並びに物価その他の経済情勢を参考して農林大臣がきめるわけでございますが、その海外における生糸及び主要織維の市価等を考えますと一ポンドが四ドル五十五セント程度、日本内地の糸価に換算いたしますると大体一俵二十四円見当というふうなところが適当ではなかろうか、こういうふうに考えております。内容につきましては織糸価格安定審議会の諮問によりまして専門家の意見を十分徴してきたい、こう考えておるわけでございます。

それから第三項にありますこの数量でござりまするが、その数量は第四項で政令で定めることになつておりますが、大体現在までの状態では、一萬俵を見当というところが適當ではなかろうかというようなことを考えておりますが、これも織糸価格安定審議会の意見を聞きましてきめるのが適當だと考えているわけでございます。この三項の条文がごてごてしてありますのは、昨日も申し上げましたように、今般の第二条によります普通の買い入れとの二項によります特別買い入れ、乾織共同保管によりまして糸を委託加工ある作が六十億のリタの中で操作されるという条件になつておりますので、その関係でもって条文が込み入った形に

点は特殊会社にいたしませんで、とにかく指定及び契約等について十分な条件を付することができますが存じますし、公取の方においてもそういうような意味においてこの会社は認められて特殊会社にしなくてもいい、こういうようなことになつてゐるわけであります。たゞそういう御質問の点は問題になる要點かと思ひますけれども、そういう点は運営上政府の方でも十分監督に注意して参る必要があると存じます。

○足鹿委員 だから政府の法的監督権というものが要になるのじゃないですか。たゞ九条の二項に「農林大臣の指定する者を相手方として」だけどころいう重大な独禁法にもそれすらのような機能を持つ会社をあなた方はずっと作っていく。しかも提案理由にも何にもこれは出てきておらぬ。あなた方は非常に事前了解に御尽力になつておつたが、肝心なことを一つもわれわれに話しておらないじゃないですか。第一この設立される日本輸出生糸保管株式会社案なるものの十一に監督官庁との関係というところがある。そうして十三には諮問委員会といふものを会社が作るということになつて、その委員には官庁や製糸業者、輸出会社との会社が委嘱するということになると、何か政府以上の一つの立場を持つようない印象も受けける。ところがこれで買入れたものを今度は第七項の六号によると、会社所有生糸をまた政府に売れる。これが私たちほどの間の運営といふものが率直にはのみ込めません。国策会社を作つて政府の代行で生糸を買ったものがまた今度政府に売る。これははつきり要綱に書いてあ

れはもうはつきりとした国策会社です。法律的に特殊会社ではないということでございます。それからもう一つは、

諸間委員会に、品位とか鐵度とか輸出適格とかいうようなものは海外の需要等によって、やはり変遷がございますので、そういうテクニカルなものをきめますのに、やはりこういうような委員会を持って意見を聞いた上で会社が運用すればよかろう。こういうような機能のものでもって、それをもつてすべてが決定されるのなくして、主要な項目は政府の指定と政府の契約といふものでありますのです。

○綱島委員長 それでは暫時休憩いたします。

午前十一時三十九分休憩

午後一時四十七分開議

○綱島委員長 これより会議を開きます。

去る五月二十日付託になりました内閣提出、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたし審議に入ります。まず本案の趣旨について政府の説明を求めます。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

4 農林漁業金融公庫が農林漁業金

旧」を「改良、造成、復旧又は取得」に改める。

第三十二条に次の二項を加える。

6 第三項の規定による日本開発銀

行の貸付金は、政令で定めるもの

を除く外、政令で定めるところに

より、政令で定める時期において

返済されたものとなるものとし、

その返済されたものとされた日本開発銀行の貸付金の額に相当する

金額が、当該時期において、政府の産業投資特別会計から公庫に対し出資されたものとする。

別表第八号貸付金の種類の欄中「災害復旧」を「改良、造成、復旧又は取得」に改め、同号据置期間の欄中「一年」を「三年」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法第四条の改正に伴い政府から出資すべき九十五億円の金額は、昭和三十一年度において出資するものとする。

3 改正後の農林漁業金融公庫法第三項の規定による日本開発銀行の貸付金が返済されたものとなつたときは、日本開発銀行の資本金の額及び政府の産業投資特別会計からの日本開発銀行に対する出資金の額は、それぞれ、当該時期において、その返済されたものとされた日本開発銀行の貸付金の額に相当する金額を減少するものとする。

4 農林漁業金融公庫が農林漁業金

融公庫法第三十二条第一項の規定により承継した債権及びこれに附随する権利義務について、日本開

発銀行は、政令で定める時期までに、政令で定める金額を農林漁業公庫に支払わなければならぬ。

衆議院議長 益谷秀次殿 昭和三十年五月二十日提出した農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案は、都合により別紙のとおり修正いたしたい。

内閣農甲第一九号 昭和三十年六月十五日

内閣總理大臣 鳩山 一郎

衆議院議長 益谷秀次殿 昭和三十年五月二十日提出した農

林漁業金融公庫法の一部を改正する農林漁業金融公庫法の一部を改

正する法律案中修正

第四条の改正規定中「五百五十一億七百万円」を「四百六十六億七百

万円」に改める。

附則第二項中「九十五億円」を「十

億円」に改める。

○吉川政府委員 ただいま提案になりまし

た農林漁業金融公庫法一部を改正

する法律案の理由を御説明申し

上げます。

昭和二十八年四月に農林漁業金融公

庫が設立されて以来二年、また農林漁

業金融通特別会計の貸付開始以来す

べに四年を経過いたしておりますが、

この間におきまして農林漁業の生産力

の維持増進をはかるため、農林漁業者

及びその組織する団体に対し、八百七

十七億円余に上る長期かつ低利の施設

の維持増進をはかるため、農林漁業者

及びその組織する団体に対し、八百七

十七億円余に上る長期かつ低利の施設

の維持増進をはかるため、農林漁業者

及びその組織する団体に対し、八百七

うとするものであります。なお別表の貸付条件の改正がありまして、災害の都度必要に応じ主務大臣が指定しておりましたいわゆる主務大臣指定災害と同様の指定手続により、同様の条件で貸付を行う考え方であります。

第三点は、残存する日本開発銀行の農林漁業金融公庫に対する貸付金を返済し、これに相当する金額を産業投資特別会計から同公庫に対し出資があつたこととするため、すなわち借入金を出資金に振りかえるため第三十二条に必要な規定を加えるものであります。

なお、この返済されることとなる金額は約二十一億円であります。

農林漁業金融公庫が復興金融金庫から

承継した農林漁業者に対する貸付にかかる債権及び同銀行がみずから行なった農林漁業者に対する貸付にかかる債権で、すでに同銀行から公庫に承継されているものに見合うものであります。

以上がこの法律案の提案理由並びに

その内容の概略であります。何とぞ慎

重御審議の上、すみやかに御可決あら

んことをお願い申し上げます。

○足鹿委員 われわれがこの法案を審議するに先だまして、ちょっとと一点だけお伺いしておきたいのです。それは大蔵省主計局の出した昭和三十一年度予算の説明の四十ページ、政府関係機関の予算説明中、農林漁業金融公庫の章、その資金運用の欄に農地担保金融として昭和三十一年度に二十七億を計上しております。私どもがこの提

案の趣旨弁明を聞くというのは、農地

担保金融関係とは無関係である、それ

ならば農村金融自体にわれわれは別に

吉川文奇委員 その気つゝては正
異議を差しはさむ筋合いではなかろう
から承わろう、こうじうお話し合いに
よつて実は今日御提案の趣旨を聞いたい
のですが、これはもつとも未定稿になつ
ておりますから、関係方面のこうじう
もの全部をただいまの趣旨説明に従つ
て訂正をさせますか。その点がはつきり
しないと、われわれとしてはこの
審議にはそつ簡単にはなかなか応じ
られない実情があるので、関係的ない
とついてて思説明を願いたいと思ひ
ます。

○網島委員長 次に蘭絲補定安定期法の一部を改正する法律について審議と
り、資料を提出して下さい。

○和田説明員 二十一億円は償還にな
るのでございまして、そのままで債権として引き継いで今後計画通
じて債還を続けていく分でござります。

か、そうすると現在農林漁業金融公庫の方
が持っております一般に対する債権約二十一億は全部回収済みにな
っているのですか。——もし何でしたら

契約を締結することができる。
この一項は、昨日来局長からしば
ば申しましたように、最低価格すなわ
ち現在は十九万円でござりますが、十
九万円の最低価格と二十三万円の最高
価格を維持するのがこの納入価格安定法
法の一番重要なねらいでござります
が、現在政府においては一俵も手持ち
生糸がございませんために、糸価が非
常に暴騰いたしましたときに、これを
二十三万円で売り出して防止するとい
うことができないのであります。そと

で、いきなり政府が一般市場に買い出しますと、その政府の買い行動によつて糸価がはね上り、糸価に悪影響を及ぼすということが当然考えられるわけであります。そこで政府が直接市場から生糸を買わないで、農林大臣の指定する者が一般市場と申しますか、製糸家から買いまして、一定期間保有した後、その保有期間に中生糸の値上がりが起らなかつたというような場合、一定期間の後に始めて政府が買い入れるといふことにしておるわけあります。

値段がそこまでつり上って参りまするといふことになりますので、政府が買入します価格といふのは、最低価格、すなわち十九万円よりは高くていいのであります。海外に売れる得る価格といふところで買入れることが必要でございます。そこでこの買入価格の決定には、もっぱら海外における生糸の市価を重点にしきまして、それから海外における主要な競争織維の価格、特徴その他の

鹿委員の御指摘の通りでござります。これは大蔵省の主計局がその未定稿を提出される当時さような考え方が政府部内にございましたけれども、後にその点は考え方を変えて、ただいま私が御説明申し上げたように改まったわざでござりますので、その点はその角

大戸 沢月良 丞奉つづきま にて御前
一書を已に付て之を官署について審査を令せ
進めます。先ほどの理事会の申し合せによ
りまして、本案の逐条について、
午前中に配付いたしました資料とも勘
案して政府の説明を求めることにいた
します。要点を簡潔に願います。大戸
糸政課長。

て政府が承認が裏臍しましたときに、元々渡すことができる生糸として保管する生糸をこの規定によって貰い入れるわけになります。ただこの場合、内需、輸出をも含めた生糸一般の値段を維持するためには、相当大量の糸を政策が持たねばなりません。この九条の

午前中いろいろ御質疑が出たのであります
が、それについては後ほどもうちょ
ちよつと進めてお話しするとして、そ
の指定する者が農林大臣の定める条件
で買い入れて、その買い入れを政令で
定める期間を経過してなお保有してお
らうとする場合にあつては、

事情を考慮して農林大臣が定めるの
があります。午前中局長から申しまして
ようくに海外、特にアメリカにおきまし
ては、四ドル五十五セントならば大体一
つでも買えるということが言われてお
りますので、大体この四ドル五十五セン
トくらいを見当にとつて、日本の糸価

○足鹿委員 しかしこれは未定稿は未定稿であります、ほんと確定的なものでありますて、やはり公式に出たるものでありますから、公式に訂正をされるということになりませんと、ちょっとわれわれの立場もありまして困るのです。ただいまの御言明で別にや

明をさせていただきます。この条文の
中心的な条文は、第九条の二と第十二
条でございますが、その他の条文は簡
単に、第九条の二はやごまかく説明
いたします。
まず最初に九条の二を一項ずつ朗讀
しながら説明させていただきたいと思
います。

二でねらっております保有生糸は、米価が暴騰しましたときにも、少くとも輸出だけは政府の手持糸を放出することによって二十三万円の最高価格を維持できるよういうことで、輸出に適する生糸のみをこの第九条の二で買入れんとしておるわけあります。それが輸出適格生糸でございまして、カツコの中に書いてありますように、

いうのは、大体六ヵ月を予定いたしておりますが、その指定する者が六ヵ月間持った糸に限つて政府が買うということになつておるわけであります。その場合政府が買い入れますところの買入価格は二項に書いてありますので、まず買入価格を先に申しまして、それから輸出保管会社の方へもう

に直してみると、二十万円くらいの
らば大丈夫だろう、これはもちろんこの
の法案が成立いたしましたならば、總
系価格安定審議会に諮問してきめるわ
けですが、大体二十万円程度が妥当で
はないかと今のところは考えておるわ
けであります。

○赤路委員 関連して伺いますが、たゞいまの御説明を聞いて考えたのであります。が、旧復金の債務二十一億を開
かく言うわけではありませんが、政府の正式の関係文書の全部の御訂正を文
書をもって出していただけますか。

○吉川政府委員 経過については私があ
申し上げた通りでございますが、大
蔵省とも話し合いまして、足鹿委員の
おっしゃるような措置を講じたいと思
います。

第九条の二政府は、第二条の規定により売り渡す生糸として輸出適格生糸（輸出に適する種類、織度及び品位の生糸で省令で定めるもの）を保有する。以下同じ。を保有する必要があるときは、農林大臣の指定する者を相手方として、その者が、農林大臣の定める条件に従い買いて保管する輸出適格生糸のうち、その買入後政令で定める期間を経過してなお保管しているものを買い入れる旨

輸出に適する生糸として農林大臣が指定した生糸に限るわけであります。たとえば現在十九万円の最低価格の貢い入れは、相当低額の品質の悪い糸を貢っておりますので、これを貢います滴格生糸の糸と申しますと、たとえば二一中については三A、二A、Aといふところで、B、Cの糸は貢わないというような格好でござります、その糸を貢います場合、政府がかりに一万俵の輸出過格生糸を持ちたいからということ

一度戻りたいと思います。
前項の規定により契約を締結する場合における政府の買入れの価格は、政令で定めるところにより、海外における生糸及び主要纖維の市価並びに物価その他の経済事情を参考して、農林大臣が定める。

政府が輸出適格生糸を持つために最低価格ではなくて買い入れるわけですが、その政府買い入れ値があまりに高過ぎるときは、それによって市場一般のときには、それによって市場一般

般の製糸業者から生糸を買入で保管するわけですが、これには六ヵ月保管いたしますので、政府へは今申しました通りに政府へ二十万円で売り渡すというように三十万円といふ価格がきましたならば、会社は六ヵ月間保管するわけですから、その二十万円から六ヵ月間の金利、倉敷、経費を差し引いた額をもって一般製糸業者から貰い入れるわけあります。その買い入れました糸を六ヵ月間持つて、

二十万円で売るのですから、会社としてはこの間に利益はないわけであります。そこでもう一つ、この会社の買い入れについて重要なことは、この製糸家から会社が糸を買いますときには、これに売り戻し条件、製糸家の方から申しますと買い戻し条件がついておるわけでございます。すなわち製糸家はこの会社に十九万円で糸を売りますが、その会社の保管期間、すなわち六ヵ月以内ならばいつでもこれを買って戻すことができるという条件をつけまして会社に売るわけであります。従いまして会社に十九万円で売りましたが、その後六ヵ月以内に糸価がずっと上って参りますと、その会社に売った製糸家は糸を、かりに三ヵ月後にそういう状態が生じて買い戻すいたしますれば、三ヵ月間の金利、倉敷が大体月に二千円かかるとしますと、十九万六千円で買い戻して一般市場へ売ることができるわけであります。従いまして会社がこの糸を買いまして、持つておるうちに値上がりがなかつた場合には、この買い戻しがかないわけであります。

政府の二十万円買上げというような線に近いところでやや安定するのではなかなかといふようなことも、この効果として考えられるわけであります。それから会社のことにつきましては、けさほど配付いたしました日本輸出生糸保管株式会社案といふものがござりますが、これは別に蚕糸局で作つた案でもなく、大体この法律ができる場合を予想しまして、製糸業者を中心として現在考えられておる案であります。手元にあります中で、今私の申しました会社が製糸業者から生糸を買ひ入れます場合、及びそれに売り渡す、つまゝ買い戻し条件に従つて売り渡す場合のことなどがその会社の業務といふところに書いてございます。その一として、「輸出生糸の買入」という項がそれでございまして、今申しましたように、製糸家から申し込みがありますれば、その糸を、今の設例で申しますと、十九万円で買つて保管をするわけであります。まして、それを売り戻し条件によつて売り戻す場合がその一、二、三、四の算用数字の四の方に書いてございます。しかしながらこの六ヶ月間保管をしております間に糸値がずっと上り下りました場合、当然その会社に売つた製糸家は、先ほど申しましたようにそれを十九万円に金利、倉敷を加えた額で買わなければいけないことは許されないとありますので、生糸の値段が二十三万円、すなわち方から、長く値上がりを待つというようなことを市場に当然売るわけですが、これは許されないことでありますので、生糸の値段が二十三万円、すなわち

ち最高価格までにいきました場合に、会社はその元売つてきました製糸業者に対し、もう糸値が二十三万円しておるのであるから買い戻せということを要求いたしまして、これを市場に出すわけでありまして、そのものが買い戻しをやらない場合は、会社自身がこれを二十三万円で処分するわけであります。なほ今朝この会社について、独禁法との関係の御質問がございましたけれども、今申しましたように、この会社は店を開いておりまして、製糸業者からその十九万円なら十九万円という値段での売り渡しの申し込みがあればこれを貰いまして、買い戻しの申し入れがありますればこれを売ります。六ヵ月たてばこれを政府にそのまま売るという、全く機械的な操作だけをやる会社でありまして、この会社自身がみずからの意思をもって、今糸を賣おうとか、今糸を売ろうとかというようなことは全然しない会社であります。その意味において、会社には何ら自分の判断によつて糸値を上げ下げるとか、売りの出動、買いの出動といふことはなく、もっぱら受動的に受け身に働く会社でありますので、この会社自身につきましては、独禁法の問題はないわけでございます。ただこの会社を利用して製糸家が、一時一万俵なら一万俵この会社にタナ上げをして値上げをはからうというような共同行為が売手の方の側にあつた場合には、独禁法にかかるわけでありまして、これはこの会社自身がいかなる性格であるかというような点には関係がなく、独禁法それ自身の問題として考へられるわけであります。

三項をさと読みます。
政府は、第一項の契約に基く買入の結果保有する輸出適格生糸の数量（第二条の規定による買入又は第十二条の二第一項の規定による加工若しくは交換の結果保有している輸出適格生糸がある場合には、その数量を含む）の合計が生糸の輸出を確保するため必要と認められる一定数量をこえることとならず、かつ、その輸出適格生糸の数量の合計に他の政府保有生糸の数量を加えた総数量が農林大臣の定める生糸の価格の異常な騰貴を防止するために必要な数量をこえることとならないように、同項の契約を締結するものとする。

ついでに四項。前項の一一定数量は、政令で定める。

この三項の規定は、政府が第九条の二によりまして、輸出についての高値押えのために保有する限度をあらかじめ政令で定めておきまして、その範囲内だけで政府は九条二の特別買い入れができるというふうにしておるのでござります。これは輸出確保のためには、相場が上りましたときに、ある一定期間を政府の持つておる糸を二十三万円で出しておれば、大体一月ぐらいたてばそういう状態がおさまるであろうというふうにございます。もつともいまようから、そう非常に大量政府がこの輸出適格生糸を持っておる必要はないといふことでござります。もつとも現在の場合を想定いたしますと、この条の二による特別買い入れをやつておる場合を想定いたしますと、この数量は大体政令で一万俵程度が適当であると考えておるのでございます。か

りに一万俵と政令での数量を押えて指定いたしました場合に、現在のようない一俵も政府が手持ちを持っていないときですと、今から始めましても一万俵までは政府がこれによって第九条の二による買い入れができるわけありませんが、それよりも先に糸値が一度下りまして、十九万円による政府の下値維持のための買入、すなわち現行法の規定によります最低価格による買入が行われまして、この最低価格による政府買入がまずありまして、かりに政府が相当数、一万俵なり二万俵持つたといたします。その中に輸出に向く、輸出適格生糸がありました場合には、もう政府は先ほど申しました一万俵の適格生糸をこの特別買い入れによつて貢う必要はありませんので、すでに政府が他の規定によつて買い入れた生糸を持っており、その生糸の中に輪出適格生糸がある場合には、この政令で定めておりますところの一万俵から、そういううえに政府が持つている輪出適格生糸の数量は差し引くという規定でございます。なお政府が糸を持ちます場合は、現行法では十九万円による買い入れだけござりますが、今度後に御説明いたします十一条によりまして、政府が繭を買う場合もあり得るわけですがございまして、政府が繭を買いまして、その繭を政府が委託加工なり交換によりまして糸にいたして保有しているものがありまして、その政府が保有している糸の中に輪出適格生糸がある場合には、同じくその第九条の二で買得る数量から差し引くわけあります。

準用する。

こう書いておりますのは、政府がこの特別買入価格をきめましたときにはこれを公示するということを規定しているわけであります。

第九条の三は、現在政府が自分の持つております生糸を売り渡すことのできるのは持価が二十三万円、すなわ

ち最高価格に達しているときに二十三万円で売るというだけが現行の規定でございまして、そのほかに例外といたしましていわゆる整理売却、政府が持っている系が悪くなつたとかいうとときに時価で売却する規定はあります。が、原則としては最高価格による売り渡しだけが現在の規定で許されています。そこで政府が第二条の規定による買い入れ、すなむち最低価格の下値支持のための買い入れ、あるいは第十二条の二の第一項の規定による加工もしくは交換によって保有する生糸、すなむち繭で政府が買いまして、それを糸にしたもの、それからそういうふうにして政府が持ちました生糸が非常に多量になりまして、最高価格を維持するために、つまり二十三万円維持のためには、政府が持っていることを必要とされるその数量を越えて政府がかかる込んだという場合には、その最高価格を維持するに必要な数量を越える部分は最高価格でなくとも売り渡すことができるということを規定いたしてあるわけでありまして、これによつて特別会計の資金繰りに弾力性を持たせることができるということになるわけでございます。しかしながらこの最高価格二十三万円

を維持するためには政府がどの程度の糸価を持たなければいいかというその数量は、なかなか算定がむずかしいのですが、さいまして、現在今度の糸価安定特別会計法の改正を別途提出いたしておりますが、それでは大体下値押さえのためには十九万円維持のためには三万俵を持っておれば大体いいのではないかと、いう考え方をいたしておりますが、下値押さえのために必要な数量を三万俵としたしました場合には、上値押さえのためには何万俵持てばいいかということとは、なかなか理論的には困難であります。しかししながら、まずこれよりはやや少くてもよいのではないか、三万俵よりも少くていいのではないかというように考えられるわけでございます。しかしながら、これはいづれ政府が相当糸を持ちまして、どういう事態になったときにきめればよいのではないかと思いまして、この法律ができましても、まだ政府が一俵も持っていない段階におきますのは、これは別に数量をきめる必要はないのではないかと思つております。しかししながら政府が生糸を必要以上に持つ過ぎた場合、売ります場合に、政府の売り出しによりまして時価をくずしては困るのでありますので、時価がある程度高いときに限つてそういう政府の持ち過ぎた生糸を売り出すことができるよう二項で制限をしております。すなわち政府が糸を持ち過ぎまして売り渡す場合、今申しました場合は生糸の市価つまり市場価格が生糸の生産費以上になるとおりに限つて売り出すことができるという規定であります、ここで「繭の生産費の額に生糸の生産費及び販売に要する費用の額」というのがあります。生糸の生産費でございまして、現在の

最低価格十九万円、最高価格二十三万円ときめる基礎となつてゐる生産費にて、本日お手元に配付いたしました繭価格安定審議会に提出しました最高価格及び最低価格の算定に関する資料をどらんになりますと、本生糸年度に適用されております最低最高価格の基礎となつております生産費がそこに出ておりますが、二十九年の生産費に取つてみますと、生糸一俵の中に占めております繭の生産費が十六万八千四百三十六円、それに対して繭の取扱い手数料、それから製糸家の生糸製造販売費を加えました二十二万五千五百五十三円という数字が出ておりますが、この数字がすなわちこの第二項に申しておられますところの「繭の生産費の額に生糸の製造及び販売に要する費用の額」を加えた額であります。このようになります以上は糸を持つた場合には売り渡すことができ、かつ糸の市場価格が生産費をつぐなう額以上であるときに是が売ることがができるのであります。その売る方法につきましても、かりに五千俵余剰生糸を持ってゐる、そこで五千俵売るときにも、一時に市場に放出するといふことは避けまして、何回かに分割して売る、あるいは何ヵ月か前から予告しておいて売るといふような方法を講じて、売り渡しによつて生糸の時価に悪影響を及ぼさないようにならなければならぬということを第三項に書いているのでござります。「第一項の規定による売渡は、生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法によつてしまければならない」というのがその規定でございます。

一条が織に關する規定でござります。この織に關します規定はすでに局長から御質問にお答えしましたように、現在の織価格安定法の生糸の値段は最も高くなつたら十九万円で買ひ、最高になつたら二十三万円で売るという十九万、二十三万を維持するということを中心といたしております。そこで糸値が十九万円に支持されるわけでありますが、その場合に果して織値が十九万円見合いで支持されるかどうかということについては保証がないわけでござります。そこでそのことは現在の現行法が制定されましたときにも当然考えられたこととございますが、現行法ではこの点は非常に抽象的に規定いたしております。現行法の十一条でござりますが、「政府は、第二条の規定による生糸の買入によつてもなお織の価格の異常な低落を防止することができないと認めるときは、織の価格の異常な低落を防止するため必要な措置を行ひものとする。」という抽象的な規定を置いておるにとどまるのでござります。そこで今回はこの規定をもつと具体的に、かつ実効が伴いますようにしたものです。

に従い農林大臣の承認を受け、保管及び売渡しつき農林大臣の定める条件を遵守し、繭（くず繭）その他省令で定める繭を除く。以下この条において同じ。の保管をしたときは、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その保管に要する経費につき、補助金を交付することができる。

第十一條の一項は、農民団体の行います乾繭の共同保管に対する補助金交付の規定でございます。元来補助金交付だけでありますれば、必ずしも法律事項ではないのですが、こういう補助金を受けて、こういう計画に基いて保管をしたものは、次に第二項で政府が最後には買うことができるという規定に先だつ規定として、これを置いておるわけございまして、まず第一段階においては、農民団体の自主的な共同保管によって繭価を維持する、それで維持できないときは、第二段階として第二項によつて政府が最後は買い上げるというような仕組みになつておるのであります。そこで案文について申しますと「政府は、第二条の規定による生糸の買入によつては、繭の価格が、政令で定めるところにより、その生産費の額を基準とし、生糸の最低価格及び物価その他の経済事情を参照して農林大臣の定める額を下ることを防止することが困難であると認める場合」こう書いておりまして、糸値が下りました場合に、大体系を買つて、糸を十九万円に維持すれば、繭価もそれに見合つて維持されると一応考えられるが、しかしながらそれだけではなお繭の価格を維持できないときには、といふのが、この「第二条の規定

より生糸の買入によつては」と、まくら言葉と申しますが、前に置いてあるわけでございまして、必ずしも政府がまず糸の買い入れをやらなければ、この繭の措置をやつてはならないといふうに読むものではなく、これは政府段階においても、糸値が相当安くなつてきて、そのためには、繭値が下つてくるというときには、この措置を行ふことができるわけであります。そこでその場合「繭の価格が、政令で定めるところにより、その生産費の額を基準とし、生糸の最低価格及び物価その他の経済事情を参考して農林大臣の定める額」と書いてございますが、ここで申します繭の生産費の額を基準とするという場合の繭の生産費の額は、先ほど申しました現在の十九万円、「一十三万円を算出いたしますときの基準となつておりますところの繭生産費でございまして、お手元に配付してございまする資料の、たとえば昭和二十九年の繭生産費について見ますと、一貫当たり千六百八十一円でござりますが、この繭の生産費を基準とし、生糸の最低価格を参酌することになります。

である。従つてかりに十九万円になつておりますときには、製糸の方も十九万円というが、元来繭の生産費と生糸の加工費を加えた額の大体八割五分でござりますから、十九万円に糸値が下つておりますような場合には、製糸家も自分の加工費の八割五分でがまんしろ、一五%の赤字は耐えろ、同時に養蚕家も一五%は犠牲を負うといふうにいたしたい、こういうふうに考え方にして、そこに最低繭価の線を引くわけでございます。そうしてその最低繭価というものを農林大臣が定めおきまして、それよりも繭価が下るおそれがあると見込まれます場合には、養蚕農民の組織いたします団体が、乾繭共同保管を行なうわけでございます。これは大体全国を地区とする団体を指定してやつた方が、全国的な繭価を支持するという意味で、その方が大体よいと思っておるのでござりますが、そういう協同組合の連合会が省令で定める手続に従いまして、農林大臣の承認を受けて保管することになつております。この承認はなぜ必要かと申しますと、これにつきましては本条によります補助金が交付されるわけでもござりますので、その補助金をもう共同保管の前提といだしましては、あらかじめ農林大臣の承認を受けて、どこそこに幾らどういう繭を保管するということを明らかにして承認を受けておくことが必要なわけでございまして、そういう承認を受け、それから「保管及び売渡につき農林大臣の定めるための保管」ございまして、繭値が

下ろうとしたときには一部の繩をたな上げすることによって、自余の繩は最低繩価あるいはそれ以上の価格で、製糸家に団体交渉によって売り込もうといふわけでございますので、この隔離されて共同保管をされました繩が、その後糸値も上りあるいは製糸家の方でこれを買い得る状態になつたために、当初の最低繩価を割るおそれがあるために保管したのですが、最低繩価以上に売れ得るというような状態になつたときには、これは売つてもらうといふうに考えて、そういう条件をつけるわけでございます。そうしてそう保管をいたしましたときには、その保管につきまして補助金を交付することができるのであります。それで保管に要する経費と申しますのは、主として金利それから保管料あるいはその乾燥所まで持つておきます運搬料といふようなものを考えておるわけでございます。こうやりまして養蚕団体が保管をするのでございますが、これは大体普通の場合には昨日御質問が出ておりますが、この場合の養蚕農家の受け取る金の問題でございます。これにつきましては昨日も局長から御答弁いたしましたように、大体最低繩価にほぼ近い額は融資できる、こういうふうに考えます。そこで養蚕農家は一応この繩を保管することによって、最低繩価に近いところの繩代は手に入れることができるわけでございます。その後繩を持つておりますとして、補助金の交付を受けてずっと持っておりまして、最低繩価よりも高く売れました場合には、当然そ農家に戻つていくわけであります。と

3

2 政府は、前項に規定する農業協同組合連合会が同項の規定により保管する繭を同項の農林大臣の定める条件を遵守して売り渡すとしても、政令で定める期日までにはその全部を売り渡すことが困難であると認めるときは、その農業協同組合連合会を相手方として、その者が引き続きその条件を遵守する場合には、その繭のうち政令で定める期日を経過してなお保管しているものを買い入れる旨の契約を締結することができる。

も出、その年の年賃が全部出て、年賃値あるいは年賃の需給状況等も判明してお売れないというような時期でござりますので、この繭はもう持つておっても十二月の末までには売れるまい、こ
う見込まれた場合には、政府は契約を締結することができるわけでございま
す。そこでその契約を締結いたしま
すが、政府と契約してからもなお有利に販売することに努力しなけれども、
ソスはねらうわけでありまして、有利に売れるときは売つていいのであります
が、政府と契約してからもなお有利に販売することに努力しなけれども、
政令で定める期日を経過してなお売れ残つた、この場合は大体三月の末を考
えておりますが、三月の末に至つてな
お売れないというようより繭は、政府が
買入れるといふ条項があらかじめす
りますために、第十一条の一項の方の
共同保管におきまして融資がつゝ得る
悪の場合、売れ残つたならば最後に政
府が買入れるといふ条項がついてお
まして、繭全体について最低価値を
維持することが可能であろう、こう考
えるわけであります。そこで政府が買
い上げます場合は乾繭になつておるわ
けでありますて、第一項で政府が最低
価値をきめるわけでございますが、そ
の維持価格は生繭の價段について出て
おるわけでありますが、生繭では保管
できませんで乾繭ですと持つわけで
ありますので、政府が最後に買上げ
ますときは乾繭になつておりますか
ら、政府の買上げの価格は、先ほど
申しました生産費の大体八割五分とい
うような生繭についてきめました價段

を御説明申し上げます。

まず、現在糸価安定特別会計法によつて糸価安定特別会計といふものが設置されておりますが、この糸価安定特別会計ができる仕事としては生糸の買い入れ、売り渡し、貯蔵、加工といふようなことに限られておりました。が、今般本繭糸価格安定法の改正に伴いましてこの特別会計が繭の買い入れ、売り渡し及び加工もできるようになります。それが、従いまして収入の部におきましては、現行では生糸の売り渡しによる収入でございますが、それにさらにつけ加えて繭の売渡代金の収入というものが入つて参ります。それは当然の改正でございますが、なお大きな重点といたしましては、現在の特別会計は、この特別会計が発足いたしましたときには、この特別会計が発足いたしましたときに一般会計から繰り入れました三十億の基金だけがこの特別会計を構成しておりますわけでございます。従つて現在のところは三十億までは生糸が買えるわけであります。それ以上になりますとこの特別会計はまた予算によつて一般会計からの繰り入れを増額しなければ買えないわけであります。そこで、一般会計から特別会計への繰り入れは、予算全体の財政上の見地から見て非常に困難なことでございますので、今回の改正におきましては、この三十億円を使つてなお不足がある、もつと買わなければならぬといふと聞きます。この会計の負担において証券を発行し、または一時借入金をすることができる、これが今回の改正の根本的な点でございまして、それは第八条に規定しております。そこで第八条の二項では

前項に規定する証券及び一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。というふうに規定しておりますと、一回一時借入金をやりますが、これは年度内に償還することが一応の建前となつております。しかしながら実際におきましたは、生糸を買い繭を貰いましておきましては、おそらく年度内には売れないと思いますので、そのことを予想いたしましてその次の九条で、その年度内に償還することができないときは、その償還することのできない金額に限つてまた借り入れをすることができる、それからまた証券の発行もすることができます、その償還することができないときとができる、それをさらにもう一回――この借りかえはその年度内に償還しなければならないということになつておりますので、それが一年延びるわけでございます。それからその借りかえについても、また同様とするとありますから、それがもう一回延びまして年度を越えてどういうよう借りかえをして、あるいは証券、あるいは借入金をすることができる、こういうふうになるわけでございます。しかしながらその借り入れは無制限ではなく、その借入金につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、借入金の限度は借り入れと証券発行を通じて三十億円を限度としておることでございます。これが改正の実質的な点でございまして、あとは財政法上のいろいろなこまかい点になつております。

○ 塩見政府委員 お答え申し上げます。系値安定特別会計法だけを改正したのでは、借り入れだけはできますけれども、廟の買い入れであるとか、あるいは特別買い入れであるとか、そういう内容をなす実体的な大事な部分が、本法を改正していただけませんとできませんし、それから本法を改正していただきてもやはり三十億の借り入れというのが加わっておりませんと、金が三十億で總られるものですから、実質上廟の買い入れであるとか、その他本法で目的とする仕事が、金の方で繰られてできないという形になつておられますので、やはり両方とも通していただきたいということになります。

○ 川俣委員 委員長にお尋ねするのですが、今お聞きの通り系値安定特別会計法の一部改正は、本法の改正に伴い必要な会計法の改正でありまして、本法の改正がなければ効果を削減するのであります。従いまして、本来でありますならば、これは同時に当委員会に付託されなければならないものであつたと思うのです。たまたま会計法の一部改正というような表向きの文書だけを見てこれが大蔵委員会にかかるつるようではありますが、この際政府に、なぜこういう提案の仕方をされたかお問い合わせを願いたいということが一つと、政府にお尋ねすることは、どうして大蔵委員会にかけられたか、この点、政府委員から答弁できますならば承わりたいと思います。

して提案も大蔵省の提案という形になつております。従来の慣例では、大体どういうものは切り離して、やはり本法があり、特別会計がそれのために変るというものは、常に大蔵委員会の方へ提案されておるというような慣例のように大体承知しておるのでござります。

○川俣委員 これは違うのですよ。金額を増減するとか借り入れ条件をどうするとかいうなら、大蔵省が提案するのがほんとうだと思う。しかしながら、今まで会計法上買えなかつたものを対象にするような新たな対象ができるような場合には、これは大蔵省の所管ではございません。あなた方が、あるいは債券発行額の限度とかいふことになると、これは大蔵省の所管でありましょうが、内容にわたくつて、こういう条件、あるいはこういう条件のために必要であるというような法律の改正は、繭糸局が関係なしにはできない法律だと思います。

これは大蔵省が草案したものではありません。大蔵省でこんなものができるはずがない。あなた方の草案ではないのですが。

○塩見政府委員 内容的には本法の改正に伴います部分でございますので、私の方で案は作つて、大蔵省の方に、農林省としてはこういいう改正が望ましいというので、交渉いたしました。大蔵省の方では、やはり会計法上の諸種の問題については、専門的にかなり長時間かけて検討しまして、それで向うと協議した上で向うがきめた、こういうふうな形になつておるわけでございまして、今までのほかの法律でも、た

びたびそういうことを私は経験いたしました。本法と一緒になぜ特別会計法を農林委員会の方へやらないか、あるいはこちらの委員会の方から大蔵委員会の方へ交渉していただくとか、いろいろ問題はございましょうが、慣例的には、そういう形で特別会計自体が大蔵省の所管になつておるのでですから、その改正は向うへ行くという慣例のようになります。

○川俣委員 今お聞きの通りでありますと、この法案と会計法の一部改正とは、密接不可分な関係にありますので、単なる合同審査では済まない。金額の増減とか、借り入れ条件の問題などは違うのです。委員長、いかようにも取り計りますか。それによつて進めます。

○綱島委員長 大体御趣旨のように存じております。その点は私も同意でございます。

○川俣委員 どうされるのですか。

○綱島委員長 ちょっと速記をやめて、「速記中止」

○綱島委員長 速記を始めて。

本日はこれにて散会いたしまして、明日は定例日ではございませんけれども、実は本日北海道災害に対し、北海道派遣委員等のために説明を求めておきたい、そのためには担当国務大臣の大久保さんに本委員会に出頭を求めておきましたところ、本会議に出席の都合上、今日は本委員会に出席ができるませんので、明日は定例ではございませんけれども、午前十時より本委員会を開いて、その点に関しても大久保国務大臣の説明を求めておきます。いずれ公報にてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

昭和三十年七月十三日印刷

昭和三十年七月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局